

県域水道一体化について

奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

・令和4年度第6回(令和5年2月1日開催)

※協議会資料を抜粋し、
審議会用資料として再編。

・令和5年度第2回(令和5年10月5日開催)

令和4年度

第6回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料(抜粋)

令和5年2月1日(水)

基本的認識

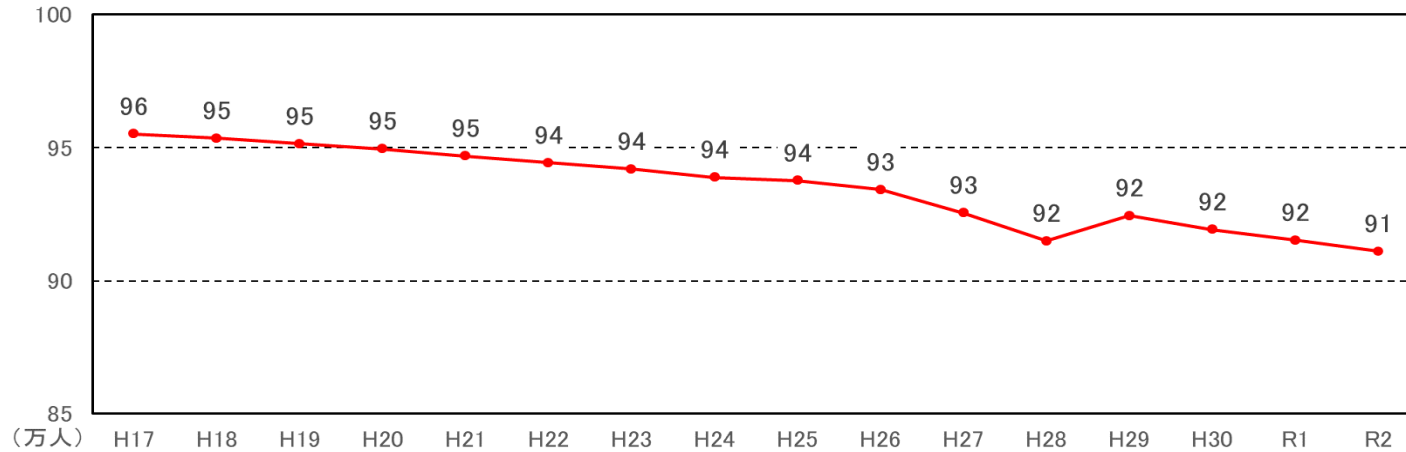
- 奈良県の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、困難な課題に直面。
- 一方、将来にわたって安全・安心な水道水の供給を維持することは、県民生活の安定のためには必要不可欠。
そのためには、水道施設の老朽化対策が何よりも第一。
- 個々の市町村が単独で対処していくには限界があり、複数の市町村が連携して広域で対処することが必要。

1 給水人口と水需要

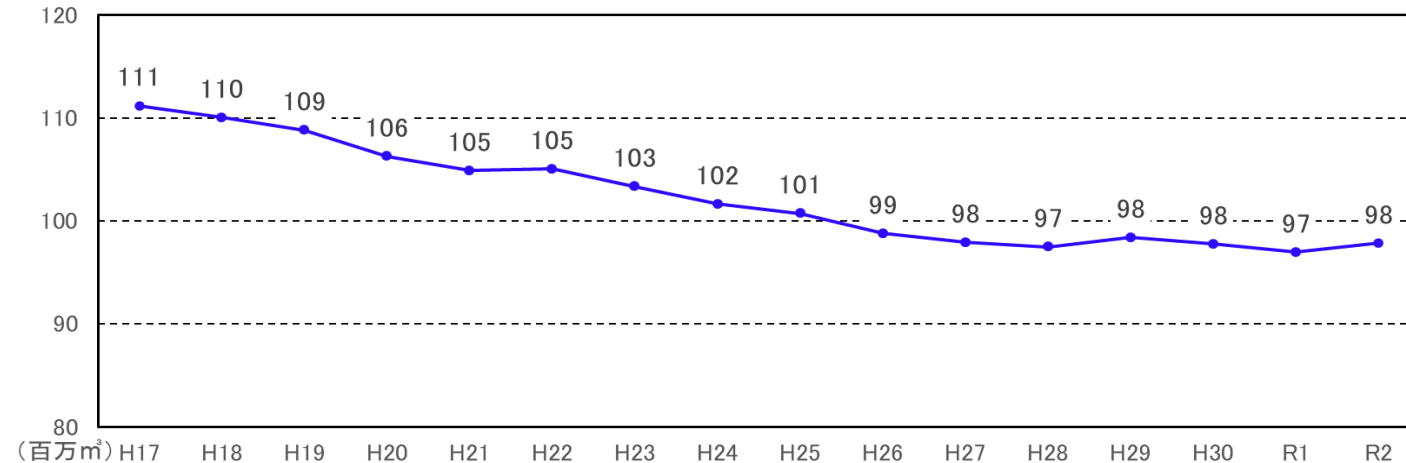
- 給水人口の減少に伴い、有収水量も減少(=配水収益の減少)。
この傾向は今後も進展し、水道事業の経営環境は厳しくなると見込まれる。

県内26市町村 給水人口の推移 (厚生労働省データ)

※県内26市町村…
奈良市・葛城市を除く上水道事業市町村

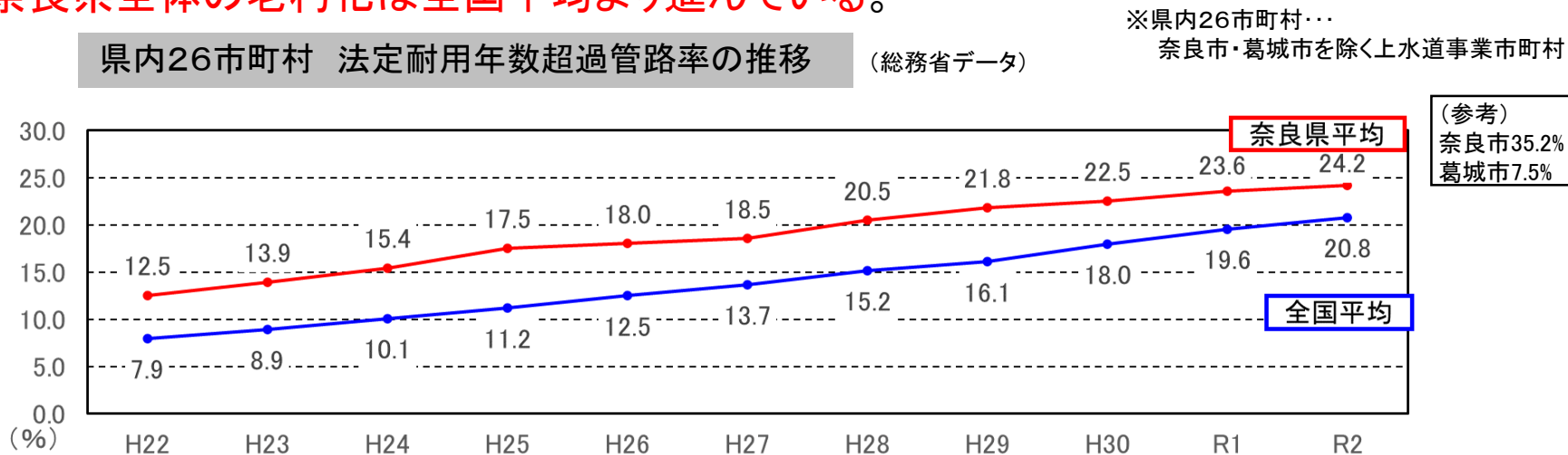


県内26市町村 有収水量の推移 (厚生労働省データ)

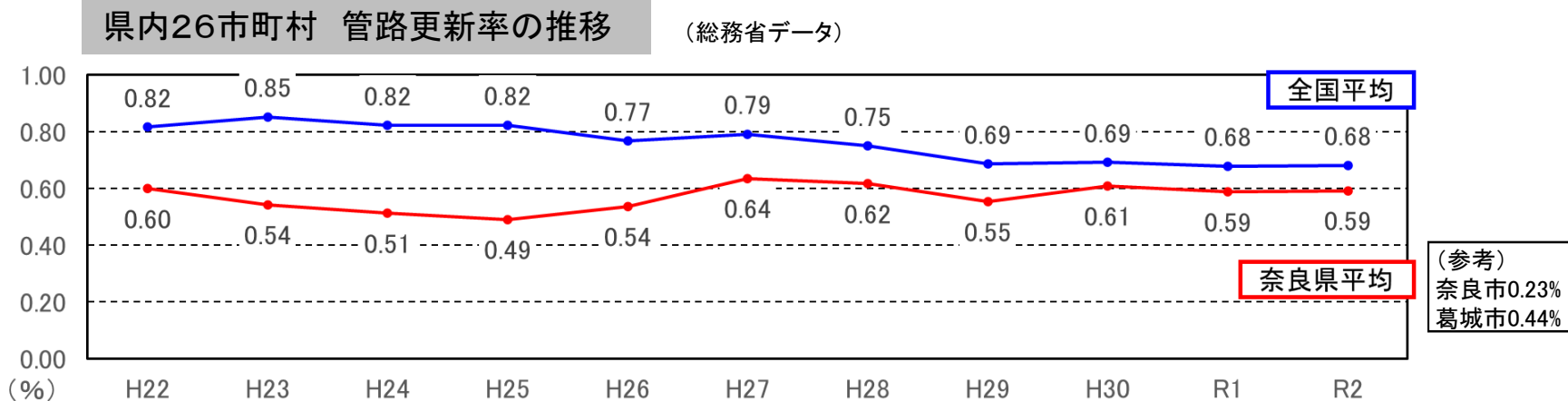


2 水道施設の老朽化

○法定耐用年数(40年)以上経った水道管路の割合(法定耐用年数超過管路率)を見ると、**奈良県全体の老朽化は全国平均より進んでいる。**



○にもかかわらず、**水道管路の更新は約170年かかって一巡するペース**(管路更新率0.59(R2))
このままの状態で行くと、老朽化は更に進行し、断水・漏水等のリスクも高まる恐れがある。

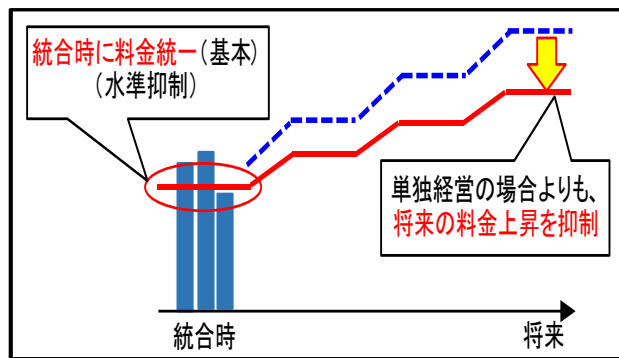


奈良県域水道一体化の目的

- 将来にわたって安全・安心な水道水を持続的に供給すること
→ そのためにも、水道施設の老朽化対策を着実に推進

一体化することのメリット

- 市町村の区域を越えた施設・設備の最適化が可能
- 市町村の区域を越えた人的資源(人員・ノウハウ)の有効活用が可能
- 施設整備への投資に国の交付金が活用でき、加えて県の財政支援も受けられ、更新がさらに進む
- 市町村が個別に単独で経営するよりも、将来の料金上昇が抑制される



1 組織・業務運営

経営主体

○企業団(一部事務組合)【R6年度中に発足】

統合形態

○事業統合【R7年度から事業開始】

公営企業を堅持し、
コンセッション事業への移行や民営化は行わない

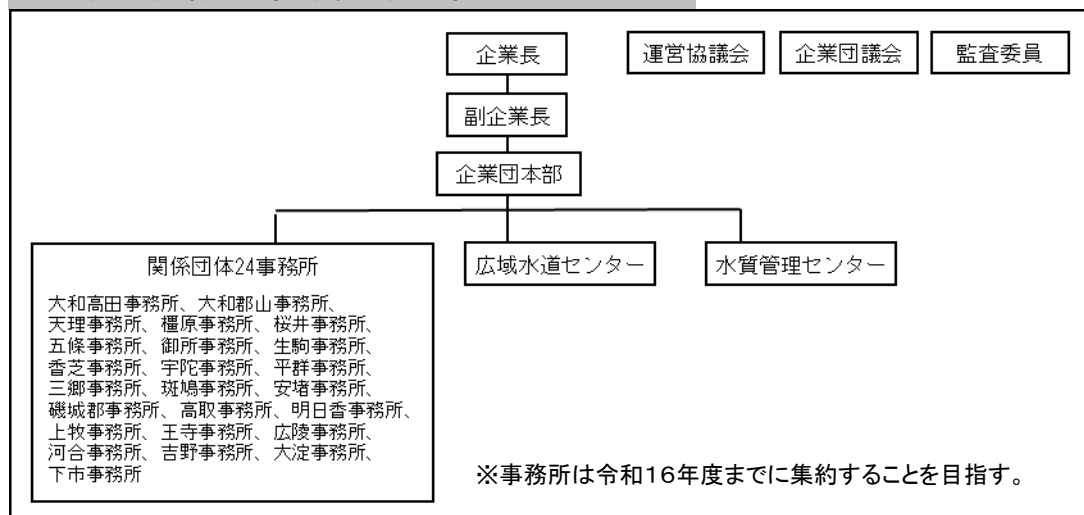
組織

○企業団の事業運営の組織体制として、**企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所**を設置。また、**企業団議会、監査委員、運営協議会**を設置

※事務所は、企業団設立当初は、構成団体の事務所とし、業務の標準化・効率化等を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す

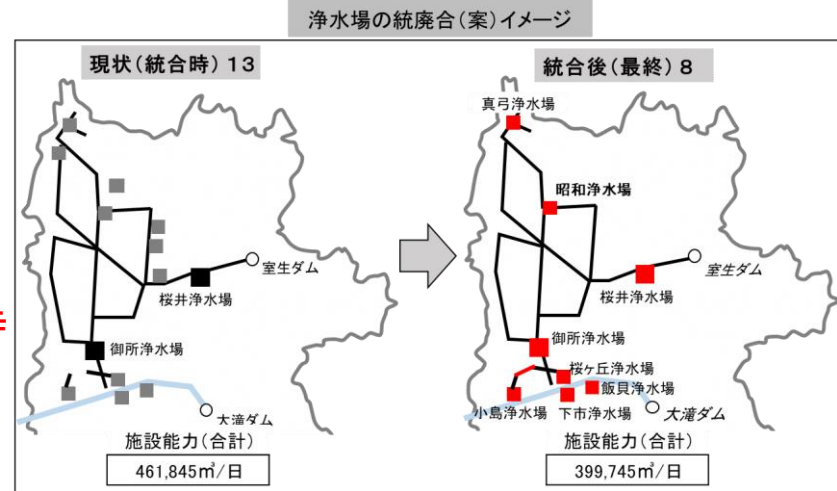
企業団組織(事業開始当初)イメージ

※具体的な組織体系は、令和5年度中に整理する。



2 施設整備

取組	具体的内容
<p>①水需要の将来見通しに応じた施設機能の確保</p>	<p>1 浄水・取水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来の水需要に対応し、13施設 → 8施設へ順次減少 ○存続する8施設は適切に更新整備し、強靱化（廃止施設も、廃止までは維持修繕を実施） <p>2 送配水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域化に伴い必要となる市町村域を越えた連絡管や送配水ポンプ・直結配水施設を新設 ○継続利用する既存施設・設備は適切に更新整備し、強靱化（不要となる施設は順次廃止） <p>→ 国の交付金等の活用に配慮しつつ、統合後の広域化施設整備計画を令和5年度中に整理</p>
<p>②施設の老朽対策の計画的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が進む施設・管路について、計画的に更新整備・耐震対策を実施 <p>→ 構成団体の更新実績の保証・構成団体の水道施設整備計画の尊重を前提としつつ、統合後当面10年間の経年施設更新計画を令和5年度中に整理</p>
<p>③バックアップ機能の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震等の災害や事故発生に備え、 <ul style="list-style-type: none"> ・存続する浄水場間の緊急時連絡管などを整備。系統間の相互水融通を確保 ・予備能力を保持 ・ポンプ等の非常用電源の容量を確保



3 財政運営

水道料金

○基本的考え方

- ・一体化により、単独経営の場合よりも**料金上昇は抑制**
(統合効果のみられない団体(大淀町)には特例措置を実施)
- ・**5年ごとに総括原価方式^(※1)**により算定し、料金改定の要否を判断

(※1)5年間の営業費用(人件費・薬品費・動力費等の維持管理費、減価償却費、資産減耗費の計から給水収益以外の関連収入を差し引いたもの)と資本費用(支払利息、資産維持費の計)の合計を基に料金水準を算定

- ・**料金体系は統合時に統一(基本)**
ただし、体系の制度的変更により単独経営の場合に比べ**料金が上がる利用者が生じ**
ないよう経過措置を実施

→ 具体的な料金体系・経過措置は、令和5年度中に整理

○特例措置

- ・料金面で統合効果のみられない団体(大淀町)について、
一定期間(最長30年間)、別の水準・体系の水道料金を設定。その後、料金を統一

▷別料金設定が認められる期間

将来収支見通し期間(令和7~36年度の30年間)において、次の算定方法により算定される料金水準が統一料金水準を下回る期間

▷別料金の算定方法

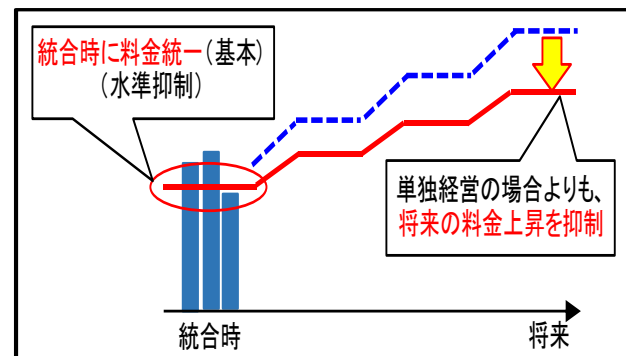
セグメント会計^(※2)により、**5年ごとに総括原価方式**で算定される料金水準へ改定

(別料金設定が認められる期間後の最初の料金改定時に、統一料金へ改定)

(※2)企業団全体の会計のうち、別料金設定を認められた団体域について区分の上、当該団体域に係る別料金を算定

・国・県の財政支援分は、当該団体区域への投資に係る分を反映

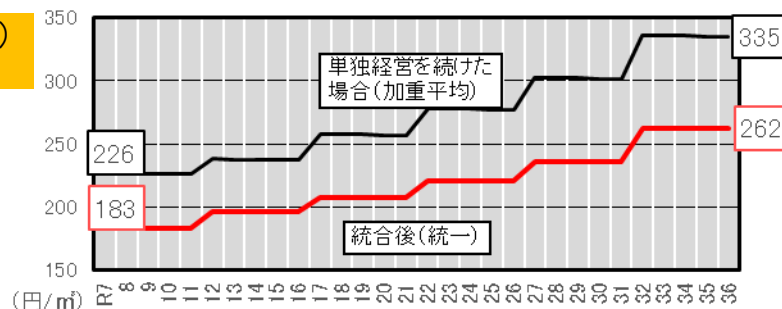
・企業団全体にかかる収入・支出のうち当該団体区域分の算定は、水量ベースを基本として按分 など



水道料金

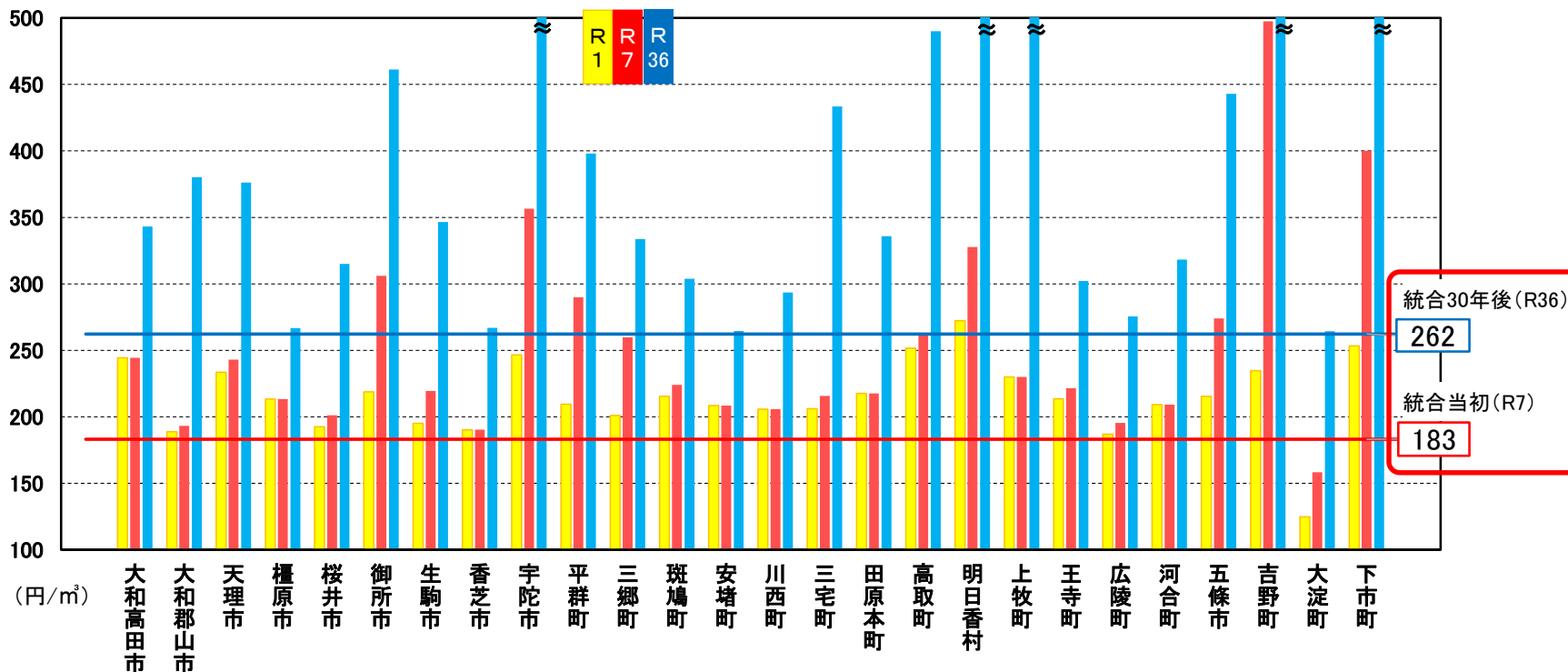
26市町村(加重平均)
供給単価

○料金水準を試算すると、
大淀町を除く全ての団体で料金面の統合メリットあり



市町村別 供給単価

【縦棒グラフ】各市町村が単独経営を続けた場合



試算条件(概要)

試算期間: 令和7~36年度(30年間)

- 建設投資規模 各団体が整備実績や計画を勘案し老朽対策に必要なと見込まれる額の積上げ(4,201億円)に、一体化後の新たな投資増減(△144億円)を反映(4,057億円(年約135億円))
- 投資財源 国交付金(206億円)、県の財政支援(206億円)を活用(いずれもR7~16(10年間))
- 維持管理費 物価上昇率(0.7%:内閣府公表)、施設統廃合による増減、一体化による委託費縮減等を反映
- 年間総有収水量 各市町村の給水量(R2実績)に社人研の市町村別人口増減率を乗じた値を基に推計 など

第2回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

次の枠組みを維持しつつ、以下の論点について具体的な検討協議を進める。

- ▷ 統合形態 事業統合
- ▷ 統合時期 令和7年4月
- ▷ 料金統一 統合当初から実施（併せて所要の経過措置、セグメントを実施）

<論点>

- ① 統合後の水道料金について
 - ・算定期間は「3年」とする。
 - ・あらかじめ「企業団規約」に料金の考え方・算定方法等を明記しておく。
- ② 企業団への途中参加を認める場合の諸条件について、早急に整理する。
- ③ 企業団に参加しない団体への用水供給単価について、早急に整理する。
- ④ 企業団議会の議員定数について
 - 公平性の観点から、給水人口規模を考慮した定数とする。

令和4年度

上下水道事業の財政状況について

- ・水道事業会計 P 1 ~ 12
- ・下水道事業会計 P 13 ~ 23

水道事業会計

端数処理の都合上、数値の一部が一致しないことがあります。

収益的収支

水道事業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上します。

(単位:千円)

項目		令和4年度	令和3年度	前年度比較
水道事業収益	給水収益	1,636,120	1,676,903	▲ 40,783
	長期前受金戻入	107,260	116,398	▲ 9,138
	その他	13,856	12,463	1,393
	計	1,757,236	1,805,764	▲ 48,528
水道事業費用	人件費	195,206	208,163	▲ 12,957
	支払利息	30,697	40,454	▲ 9,757
	減価償却費	534,293	562,502	▲ 28,209
	動力費	62,853	50,603	12,250
	修繕費及び材料費	70,168	43,821	26,347
	薬品費	17,116	15,038	2,078
	委託料	183,380	170,093	13,287
	受水費	377,000	403,000	▲ 26,000
	その他	45,162	52,733	▲ 7,571
	計	1,515,875	1,546,407	▲ 30,532
当年度純損益		241,361	259,357	▲ 17,996

(消費税抜)

令和4年度収益的収支のポイント

1 水道事業収益


収入合計 17億5,723万6千円（前年度比 4,852万8千円の減）

そのうち、給水収益（水道料金）が16億3,612万円で、事業収入の93.0%を占めています。しかし、人口減少等に伴い年々減少し、前年度比で▲2.4%となっています。

2 水道事業費用

支出合計 15億1,587万5千円（前年度比 3,053万2千円の減）

増減要因

【増 加】 動力費、修繕費
及び材料費、 物価高、エネルギー高騰の影響
薬品費、委託料

【減 少】 減価償却費  インフラの更新スピードよりも
老朽化のスピードが速い

受水費  県水の受水量が減少

3 純 損 益

純 利 益 2億4,136万1千円（前年度比 1,799万6千円の減）

純利益が減少すると、補てん財源（インフラの更新財源）の減少要因となります。

4 供給単価と給水原価

項目	令和4年度	令和3年度	前年度比較
年間有収水量(m ³)	7,049,429	7,207,682	▲ 158,253
供給単価(円/m ³) ※1	232.09	232.65	▲ 0.56
給水原価(円/m ³) ※2	199.12	197.90	1.22

※1 水道をご利用される皆様からいただく1 m³当たりの平均単価です。

※2 有収水量1 m³当たりの経費です。



前年度と比べて供給単価が減少し、給水原価が増加していることから純利益の減少になっていることが見て取れます。

資本的収支

インフラを維持するための管路及び浄水場の更新など建設改良や企業債償還のための支出とその財源となる収入を計上します。

(単位:千円)

項目		令和4年度	令和3年度	前年度比較
水道事業 資本的収入	工事負担金・分担金	57,327	47,123	10,204
	他会計補助金	14,065	13,693	372
	国庫補助金	11,646	26,235	▲ 14,589
	大口定期預金償還金	300,000	300,000	0
	計	383,038	387,051	▲ 4,013
水道事業 資本的支出	建設改良費	228,141	319,381	▲ 91,240
	企業債償還金	292,295	297,300	▲ 5,005
	大口定期預金	0	300,000	▲ 300,000
	その他	3,425	1,063	2,362
	計	523,861	917,744	▲ 393,883

(消費税込)

令和4年度資本的収支のポイント

1 水道事業資本的収入

収入合計 3億8,303万8千円（前年度比 401万3千円の減）

増減要因

【増 加】 工事負担金・分担金 → 事業者等からの給水装置工事
申込の増加

【減 少】 国庫補助金 → 補助対象事業費の減少

2 水道事業資本的支出

支出合計 5億2,386万1千円（前年度比 3億9,388万3千円の減）

増減要因

【増 加】 建設改良費 → 翌年度への繰越の増加

【減 少】 大口定期預金 → 翌年度以降の工事財源を確保
するため

収益的収支と資本的収支の関係（9ページ参照）

資本的支出が資本的収入に不足しています。
（令和4年度の場合、1億4,082万3千円不足）



この不足額は、収益的収支から得られた内部留保資金で補てんすることになります。



そのため、内部留保となる資金は、将来の管路や施設更新のために大切な財源となります。

収益的収入と支出の経年変化（10ページ参照）

（1）収益的収入について

収益的収入は、年々減少しています。

平成26年度と令和4年度を比較すると、

6億7,246万7千円の減

うち、水道料金だけで 6億1,953万3千円の減 です。

（2）収益的支出について

支出も年々減少（主に減価償却費や支払利息）しています。

平成26年度と令和4年度を比較すると、

4億8,153万1千円の減

（3）長期前受金戻入を控除後の純利益について

年々、減少しています。

平成26年度決算 2億8,892万9千円

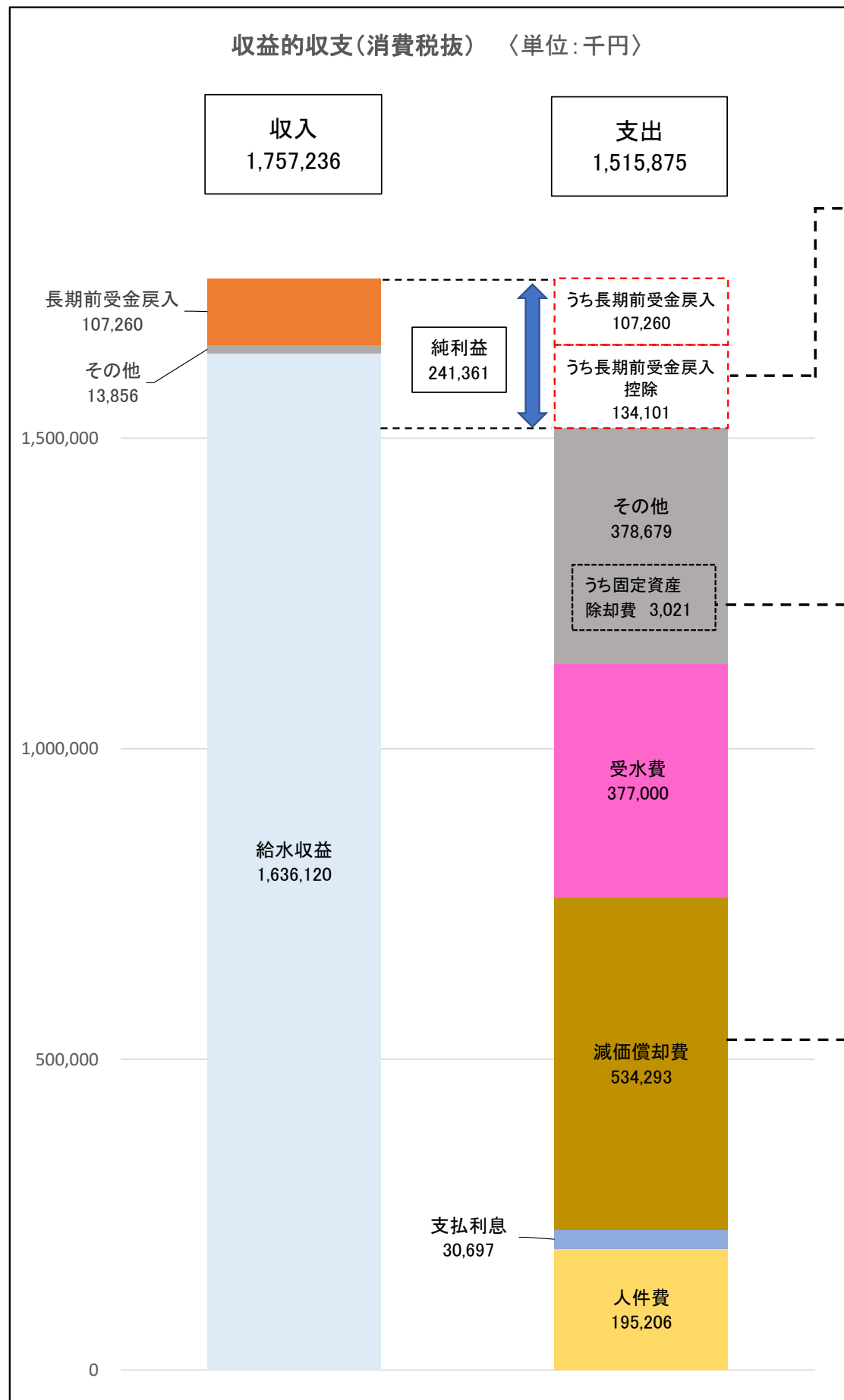
令和4年度決算 1億3,410万1千円

（4）内部留保資金について

平成26年度から平成29年度にかけて増加傾向にありましたが、杣之内浄水場更新工事の財源として内部留保資金から補てんしたため、令和2年度には10億8,056万2千万円まで減少しました。その後、令和4年度までに7億5,270万円増加しました。

令和4年度決算 18億3,326万2千円

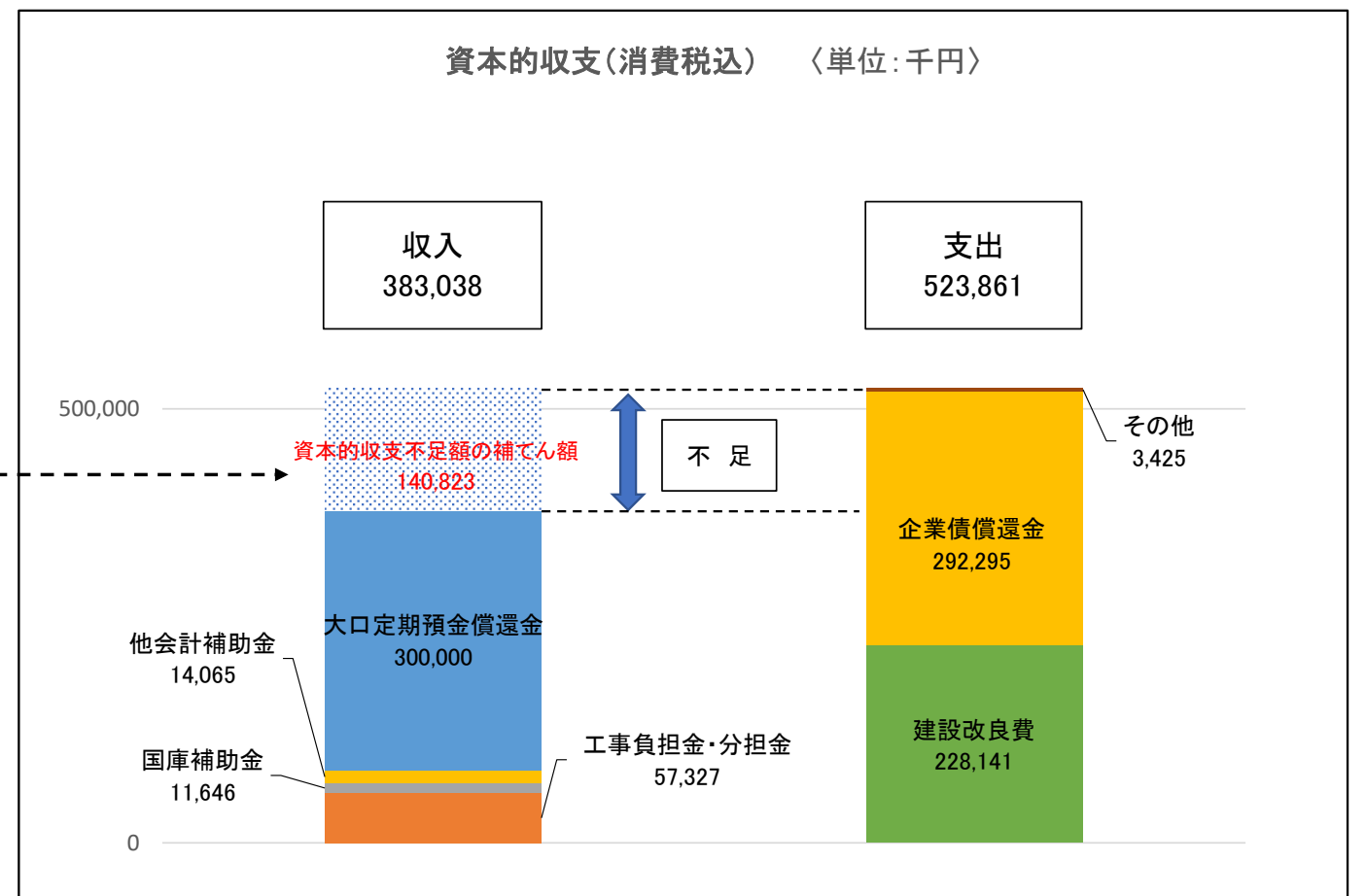
収益的収支と資本的収支の関係（令和4年度 水道事業決算）



【補てん財源の内訳】

(単位:千円)

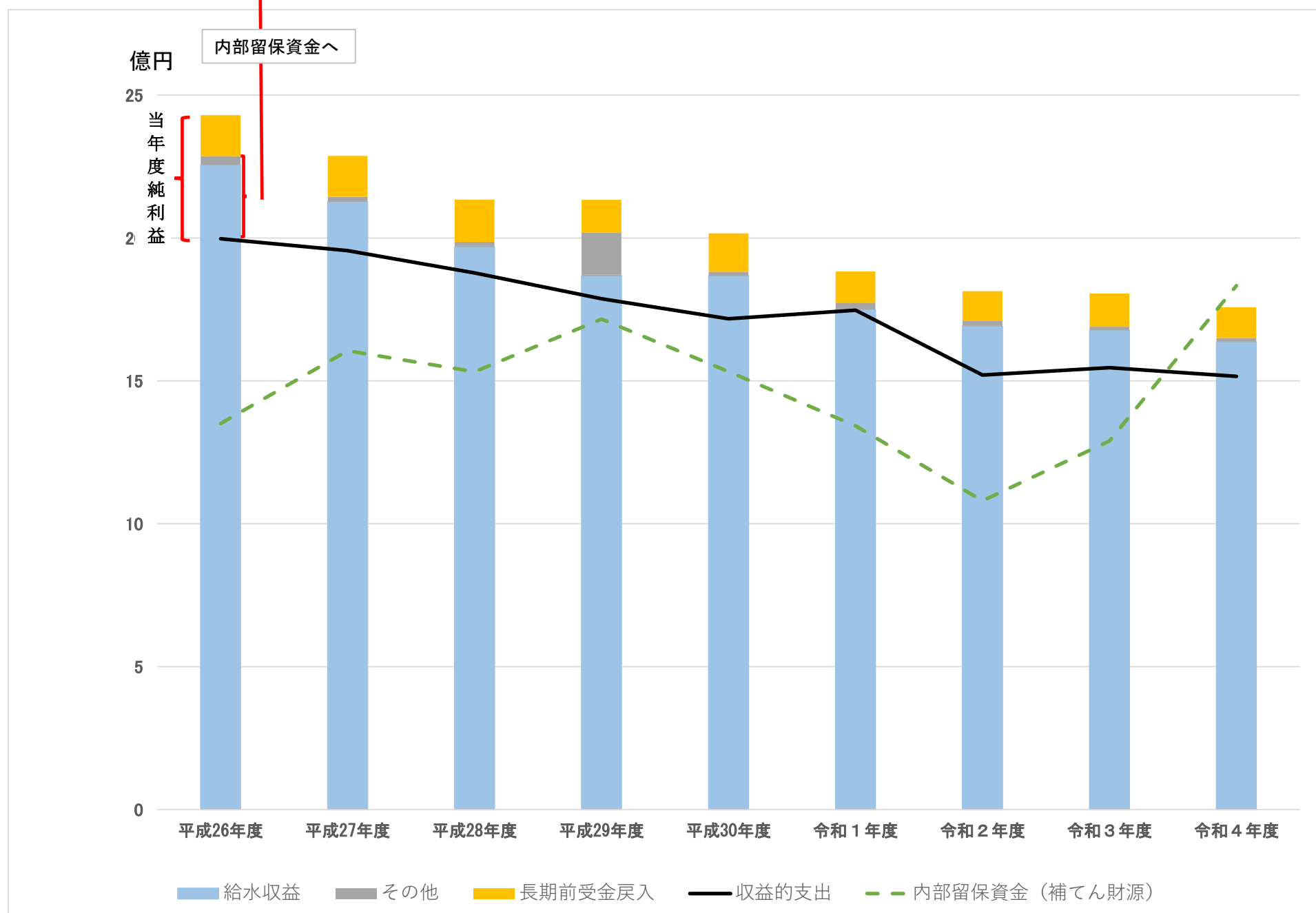
	補てん可能額	補てん使用額
未処分利益剰余金(資金分)	134,101	0
減債積立金	142,959	140,823
当年度損益勘定留保資金	537,314	0
過年度損益勘定留保資金	1,146,993	0
消費税資本的収支調整額	12,719	0
合計	1,974,086	140,823



収益的収入と支出の経年変化

(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収入	2,429,703	2,287,358	2,134,188	2,134,075	2,016,396	1,883,465	1,813,915	1,805,764	1,757,236
給水収益	2,255,653	2,126,399	1,969,045	1,867,799	1,867,479	1,749,524	1,691,077	1,676,903	1,636,120
その他	30,682	17,682	17,395	150,593	14,534	24,240	17,939	12,463	13,856
長期前受金戻入	143,368	143,277	147,748	115,683	134,383	109,701	104,899	116,398	107,260
収益的支出	1,997,406	1,956,133	1,878,052	1,787,604	1,717,579	1,747,525	1,520,808	1,546,407	1,515,875
減債積立金(翌年度)	288,929	187,948	108,388	230,788	164,434	26,239	188,208	142,959	134,101



(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内部留保資金(補てん財源)	1,350,921	1,605,215	1,531,932	1,716,365	1,532,723	1,342,396	1,080,562	1,289,952	1,833,263

令和4年度天理市水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,636,119,533		
(2) 受託工事収益	5,526,900		
(3) その他営業収益	<u>3,223,166</u>	1,644,869,599	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	641,347,367		
(2) 配水及び給水費	155,446,831		
(3) 受託工事費	4,846,000		
(4) 総係費	145,697,523		
(5) 減価償却費	534,292,824		
(6) 資産減耗費	3,021,243		
(7) その他営業費用	<u>2,800</u>	<u>1,484,654,588</u>	
営業利益			160,215,011
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,597,845		
(2) 他会計補助金	2,726,411		
(3) 長期前受金戻入	107,260,233		
(4) 雑収益	<u>781,495</u>	112,365,984	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	30,696,756		
(2) 雑支出	<u>418,412</u>	<u>31,115,168</u>	<u>81,250,816</u>
経常利益			241,465,827
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>105,480</u>	<u>105,480</u>	<u>△105,480</u>
当年度純利益			241,360,347
その他未処分利益剰余金変動額			<u>140,823,425</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>382,183,772</u></u>

令和4年度天理市水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		
イ 土地	523,431,477		イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,008,812,660	
ロ 建物	1,491,261,954		企業債合計		1,008,812,660
減価償却累計額	<u>△704,278,390</u>	786,983,564	(2) 引当金		
ハ 構築物	23,911,651,805		イ 退職給付引当金	219,416,201	
減価償却累計額	<u>△13,279,372,590</u>	10,632,279,215	ロ 修繕引当金	<u>173,154,640</u>	
ニ 機械及び装置	3,205,218,314		引当金合計		<u>392,570,841</u>
減価償却累計額	<u>△2,218,374,351</u>	986,843,963	固定負債合計		1,401,383,501
ホ 車両及び運搬具	37,006,440		4 流動負債		
減価償却累計額	<u>△31,062,692</u>	5,943,748	(1) 企業債		
ヘ 工具、器具及び備品	63,437,859		イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>269,291,879</u>	
減価償却累計額	<u>△44,740,989</u>	18,696,870	企業債合計		269,291,879
ト 量水器	73,379,563		(2) 未払金		155,174,557
減価償却累計額	<u>△35,912,393</u>	37,467,170	(3) 前受金		10,131,000
チ 建設仮勘定		126,387,000	(4) 引当金		
有形固定資産合計		13,118,033,007	イ 賞与引当金	<u>17,883,000</u>	
(2) 投資			引当金合計		17,883,000
イ その他投資	<u>600,000,000</u>	600,000,000	(5) その他流動負債		
投資合計		600,000,000	イ 預り金	<u>132,862,737</u>	
固定資産合計		13,718,033,007	その他流動負債合計		<u>132,862,737</u>
2 流動資産			流動負債合計		585,343,173
(1) 現金預金		2,199,474,641	5 繰延収益		
(2) 未収金	224,374,973		(1) 長期前受金		3,178,749,487
貸倒引当金	<u>△ 3,996,855</u>	220,378,118	(2) 収益化累計額	<u>△ 1,001,137,915</u>	
(3) 貯蔵品		6,046,907	繰延収益合計		<u>2,177,611,572</u>
(4) 前払金		113,600,000	負債合計		<u>4,164,338,246</u>
流動資産合計		<u>2,539,499,666</u>	6 資本金		
資産合計		<u>16,257,532,673</u>	(1) 資本金		
			イ 固有資本金	17,670,482	
			ロ 出資金	3,345,805,027	
			ハ 組入資本金	<u>7,501,299,878</u>	
			資本金合計		<u>10,864,775,387</u>
			資本金合計		10,864,775,387
			7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 受贈財産評価額	5,313,558	
			ロ 工事負担金	305,498,064	
			ハ 分担金	46,256,379	
			ニ 寄附金	<u>487,031,965</u>	
			資本剰余金合計		844,099,966
			(2) 利益剰余金		
			イ 減債積立金	2,135,302	
			ロ 当年度未処分 利益剰余金	<u>382,183,772</u>	
			利益剰余金合計		<u>384,319,074</u>
			剰余金合計		<u>1,228,419,040</u>
			資本合計		<u>12,093,194,427</u>
			負債資本合計		<u>16,257,532,673</u>

下水道事業会計

端数処理の都合上、数値の一部が一致しないことがあります。

収益的収支

下水道事業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上します。

(単位:千円)

項目		令和4年度	令和3年度	前年度比較
下水道事業収益	下水道使用料	1,057,335	1,057,758	▲ 423
	他会計負担金	33,556	33,224	332
	他会計補助金	1,100,670	1,126,923	▲ 26,253
	長期前受金戻入	414,566	416,545	▲ 1,979
	その他	2,018	3,979	▲ 1,961
	計	2,608,145	2,638,429	▲ 30,284
下水道事業費用	人件費	105,385	107,306	▲ 1,921
	支払利息	225,869	260,002	▲ 34,133
	減価償却費	1,231,405	1,234,952	▲ 3,547
	修繕費及び材料費	22,801	25,789	▲ 2,988
	流域下水道維持管理負担金	459,217	444,520	14,697
	委託料	78,130	73,287	4,843
	その他	45,074	30,160	14,914
	計	2,167,881	2,176,016	▲ 8,135
当年度純損益		440,264	462,413	▲ 22,149

(消費税抜)

令和4年度収益的収支のポイント

1 下水道事業収益

収入合計	26億814万5千円（前年度比 3,028万4千円の減）
------	------------------------------

そのうち、下水道使用料が10億5,733万5千円で、事業収入の40.5%を占めています。また、一般会計からの繰入金（他会計負担金及び他会計補助金）は、11億3,422万6千円で事業収入の43.5%を占めています。

2 下水道事業費用

支出合計	21億6,788万1千円（前年度比 813万5千円の減）
------	------------------------------

増減要因

【増加】 流域下水道維持管理負担金 → 県の流域下水道に排出した汚水の水質が悪化したことによる増加

【減少】 支払利息 → 企業債の未償還残高の減少

3 純損益

純利益	4億4,026万4千円（前年度比 2,214万9千円の減）
-----	-------------------------------

純利益が減少すると、補てん財源（インフラの更新財源）の減少要因となります。

資本的収支

インフラを維持するための管渠や施設の更新など建設改良や企業債償還のための支出とその財源となる収入を計上します。

(単位:千円)

項目		令和4年度	令和3年度	前年度比較
下水道事業 資本的収入	企業債	94,100	52,000	42,100
	他会計補助金	191,424	240,503	▲ 49,079
	国庫補助金	56,779	32,384	24,395
	基金取崩	30,000	0	30,000
	その他	13,392	9,408	3,984
	計	385,695	334,295	51,400
下水道事業 資本的支出	建設改良費	283,489	213,892	69,597
	企業債償還金	1,311,210	1,353,871	▲ 42,661
	その他	522	1,054	▲ 532
	計	1,595,221	1,568,817	26,404

(消費税込)

令和4年度資本的収支のポイント

1 下水道事業資本的収入

収入合計	3億8,569万5千円（前年度比 5,140万円の増）
------	-----------------------------

増減要因

【増 加】 企業債  建設改良のための借入額が増加

【減 少】 他会計補助金  一般会計からの繰入金の減少

2 下水道事業資本的支出

支出合計	15億9,522万1千円（前年度比 2,640万4千円の増）
------	--------------------------------

増減要因

【増 加】 建設改良費  雨水ポンプ場整備費の増加

【減 少】 企業債償還金  未償還残高の減少

収益的収支と資本的収支の関係（20ページ参照）

資本的支出が資本的収入に不足しています。

（令和4年度の場合、**12億1,912万6千円不足**）



この不足額は、収益的収支から得られた**内部留保資金**で補てんすることになります。



そのため、内部留保となる資金は、**将来の管渠や施設更新のため**に大切な財源となります。

収益的収入と支出の経年変化（21ページ参照）

（1）収益的収入について

下水道使用料と一般会計からの繰入金は、年々減少しています。

平成27年度と令和4年度を比較すると、

3億6,730万円の減

うち、下水道使用料だけで 1億6,814万9千円の減 です。

（2）収益的支出について

支出も年々減少（主に減価償却費や支払利息）しています。

平成26年度と令和4年度を比較すると、

2億7,013万8千円の減

（3）長期前受金戻入を控除後の純利益について

年々、減少しています。

平成27年度決算 1億2,654万3千円

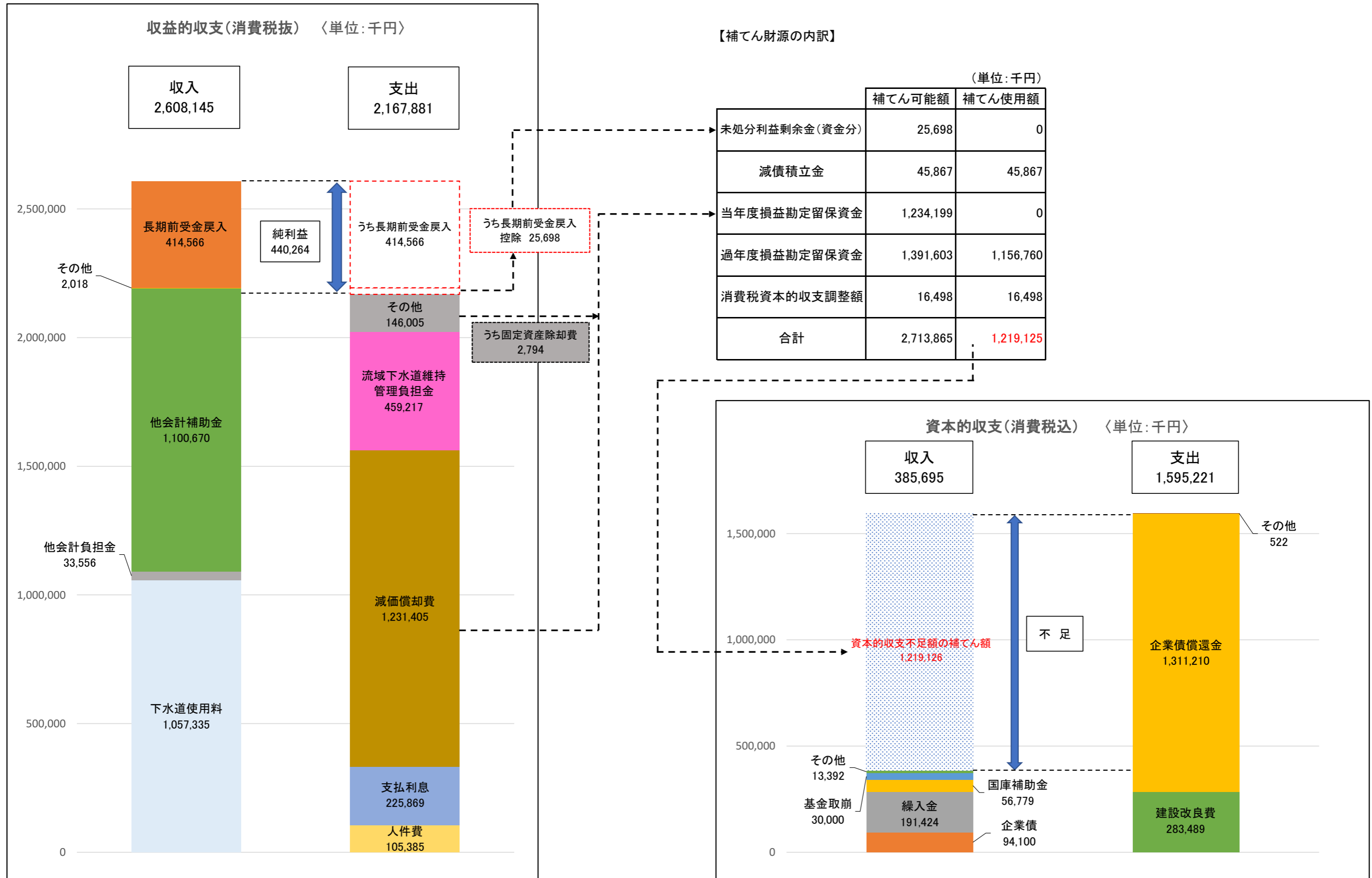
令和4年度決算 2,569万8千円

（4）内部留保資金について

平成30年度から増加に転じて、令和4年度まで年々増加していますが、同年度から毎年、企業債を発行しているために建設改良費の財源として内部留保資金の使用を抑制しているためです。

令和4年度決算 14億9,473万8千円

収益的収支と資本的収支の関係（令和4年度 下水道事業決算）

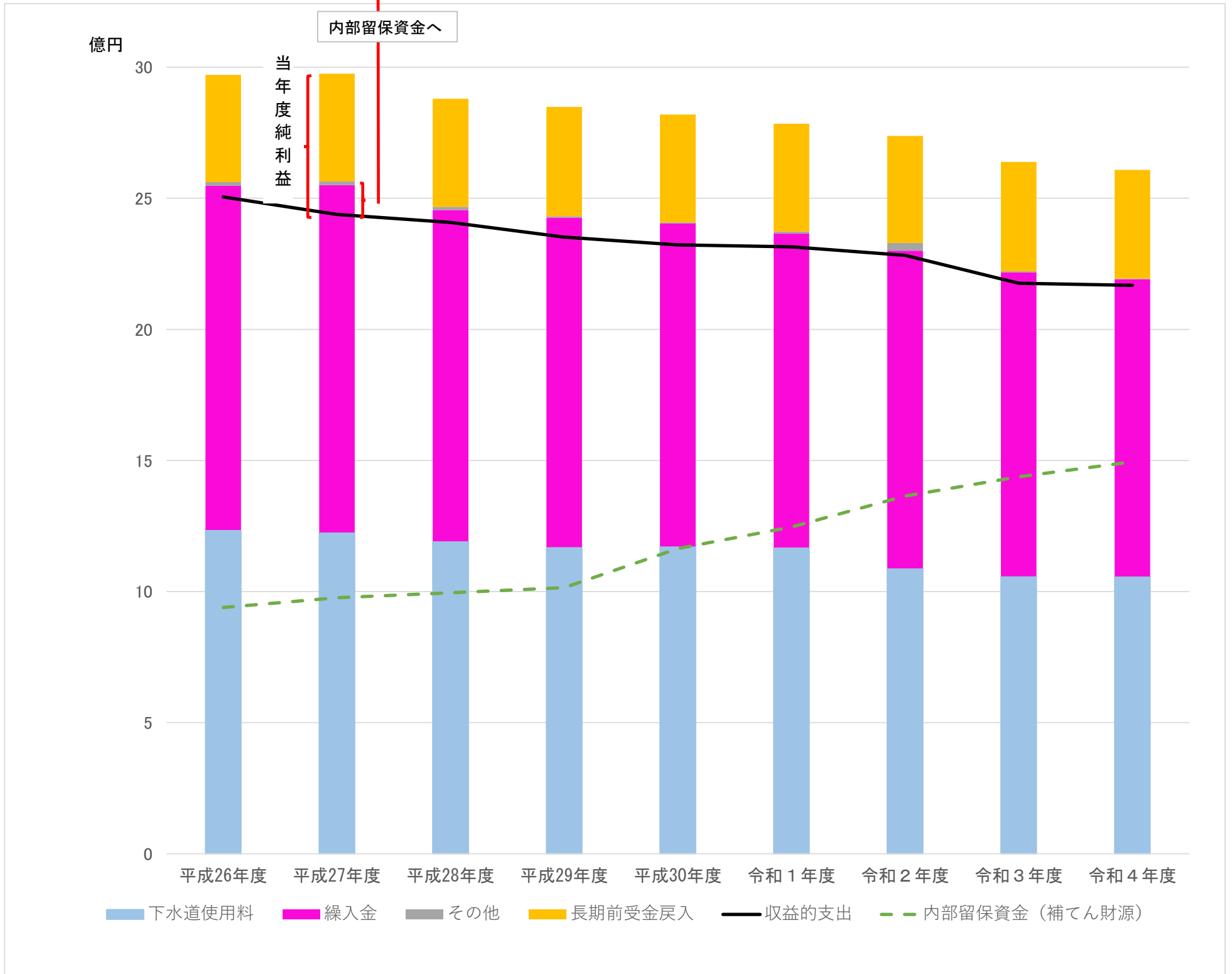


※企業債には前年度財源充当額9,600千円を含むため、資本的収支不足額の補てん額に同額を除いている。

収益的収入と支出の経年変化

(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収入	2,970,791	2,975,445	2,879,259	2,848,363	2,819,331	2,784,059	2,737,684	2,638,429	2,608,145
下水道使用料	1,234,728	1,225,484	1,191,495	1,169,298	1,171,751	1,167,644	1,088,247	1,057,758	1,057,335
繰入金(他会計負担金、他会計補助金)	1,312,615	1,325,002	1,263,615	1,256,649	1,231,822	1,198,676	1,211,626	1,160,147	1,134,226
その他	14,021	14,076	11,911	5,744	4,554	6,796	30,039	3,978	2,018
長期前受金戻入	409,427	410,883	412,239	416,672	411,204	410,942	407,772	416,545	414,566
収益的支出	2,505,033	2,438,019	2,407,908	2,351,640	2,322,185	2,314,976	2,282,485	2,176,016	2,167,881
減債積立金(翌年度)	—	126,543	59,112	80,051	85,942	58,141	47,427	45,868	25,698



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内部留保資金(補てん財源)	939,205	976,721	995,568	1,015,069	1,163,822	1,246,095	1,364,542	1,437,470	1,494,740

令和4年度天理市下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,057,334,661		
(2) 他会計負担金	33,555,616		
(3) 県補助金	848,100		
(4) その他営業収益	<u>70,000</u>	1,091,808,377	
2 営業費用			
(1) 管渠費	58,916,087		
(2) 農業集落排水施設維持費	23,650,929		
(3) 雨水ポンプ場費	7,688,801		
(4) 流域下水道維持管理負担金	459,216,736		
(5) 業務費	44,843,519		
(6) 総係費	91,887,060		
(7) 減価償却費	1,231,404,561		
(8) 資産減耗費	<u>2,793,922</u>	<u>1,920,401,615</u>	
営業損失			828,593,238
3 営業外収益			
(1) 受取利息	559,304		
(2) 他会計補助金	1,100,670,484		
(3) 県補助金	108,048		
(4) 長期前受金戻入	414,566,495		
(5) 雑収益	<u>431,799</u>	1,516,336,130	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	225,868,874		
(2) 雑支出	<u>11,590,565</u>	<u>237,459,439</u>	<u>1,278,876,691</u>
経常利益			450,283,453
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>10,020,116</u>	<u>10,020,116</u>	<u>△10,020,116</u>
当年度純利益			440,263,337
その他未処分利益剰余金変動額			<u>45,867,325</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>486,130,662</u></u>

令和4年度天理市下水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有 形 固 定 資 産		(1) 企 業 債	
イ 土 地	139,941,467	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,716,304,397
ロ 建 物	190,958,037	企業債合計	8,716,304,397
減価償却累計額	<u>△69,222,412</u>	(2) 引 当 金	
ハ 構 築 物	44,198,319,427	イ 退職給付引当金	32,987,492
減価償却累計額	<u>△13,864,233,430</u>	引当金合計	32,987,492
ニ 機 械 及 び 装 置	1,348,651,572	固定負債合計	8,749,291,889
減価償却累計額	<u>△853,131,621</u>	4 流 動 負 債	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	6,348,493	(1) 企 業 債	
減価償却累計額	<u>△5,767,424</u>	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,246,875,883
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	19,265,775	企業債合計	1,246,875,883
減価償却累計額	<u>△8,200,626</u>	(2) 未 払 金	76,189,601
ト 建 設 仮 勘 定	158,087,320	(4) 引 当 金	
有形固定資産合計	31,261,016,578	イ 賞与引当金	8,959,000
(2) 無 形 固 定 資 産		引当金合計	8,959,000
イ 地 上 権	176,102	(5) そ の 他 流 動 負 債	
ロ 電 話 加 入 権	260,000	イ 預 り 金	49,479,969
ハ 施 設 利 用 権	1,566,380,514	その他流動負債合計	49,479,969
無形固定資産合計	1,566,816,616	流動負債合計	1,381,504,453
(3) 投 資		5 繰 延 収 益	
イ 長 期 貸 付 金	828,460	(1) 長 期 前 受 金	14,270,985,319
ロ 基 金	19,171,540	(2) 長 期 前 受 金	
投資合計	20,000,000	収益化累計額	<u>△ 3,695,744,709</u>
固定資産合計	32,847,833,194	繰延収益合計	10,575,240,610
2 流 動 資 産		負債合計	<u>20,706,036,952</u>
(1) 現 金 預 金	1,408,049,403	資 本 の 部	
(2) 未 収 金	255,651,866	6 資 本 金	
貸倒引当金	<u>△3,196,641</u>	(1) 資 本 金	
流動資産合計	1,660,504,628	イ 固 有 資 本 金	3,113,682,326
資 産 合 計	<u>34,508,337,822</u>	ロ 出 資 金	3,143,657,526
		ハ 組 入 資 本 金	6,869,379,124
		資本金合計	13,126,718,976
		資本金合計	13,126,718,976
		7 剰 余 金	
		(1) 資 本 剰 余 金	
		イ 受 贈 財 産 評 価 額	3,993,316
		ロ 国 庫 補 助 金	167,433,365
		ハ 県 補 助 金	18,024,551
		資本剰余金合計	189,451,232
		(2) 利 益 剰 余 金	
		イ 当 年 度 未 処 分 金	486,130,662
		利益剰余金合計	486,130,662
		剰余金合計	675,581,894
		資 本 合 計	13,802,300,870
		負債資本合計	<u>34,508,337,822</u>

○天理市上下水道事業経営審議会条例

平成23年3月30日条例第7号

改正

平成29年3月16日条例第15号

平成29年6月22日条例第24号

(設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営に関する事項を審議するため、天理市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項を調査及び審議するほか、上下水道事業の経営に関する基本的な事項について、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道局総務経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。
別表中第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

47	上下水道事業経営審議会の委員	日額 11,000円	同上
----	----------------	------------	----

別表備考第3項中「第47号」を「第48号」に改める。

附 則 (平成29年3月16日条例第15号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。